**CLUB-RIO 規約**

（名称）

第 1 条

この会は、CLUB-RIOと称する。

（事務所）

第 2 条

この会の主たる事務所は、佐賀県杵島郡江北町山口5200-1に置く。

（目的）

第 ３ 条

この会は、馬を通じた様々な活動を推進することにより、「命・自然・心」の循環を伝え、地域の発展と福祉・環境・教育の向上に寄与することを目的とする。

（活動・事業の種類）

第 ４ 条

この会は、前条の目的を達成するために活動を行い次の事業を実施する。

(1) まちづくりの推進を図る活動

(2) 子どもの健全育成を図る活動

(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（会員）

第 ５ 条

この会の会員は、 会員は本会の目的に賛同し、且つ代表が承認した者とする。

（退会）

第 ６ 条

(1) 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

(2) 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

1 本人が死亡したとき。

2 代表が存続不可能と判断した場合

（役員）

第 ７ 条

この会に次の役員を置く。

(1)会長 1 名

(2)副会長　１名

(3)事務局長 1名

１ 代表は**永松良太**とする。

　 代表は本会の業務の全てを管理する。

　 但し、代表が必要と認めた場合、他の会員に一部業務を代行させることができる。

２ 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第 8 条

会長は、この会を代表し、円滑な運営に努める。

副会長は、会長を補する者とし、円滑な運営に努める。

事務局長は、会の財務・事務全般の業務をおこなう。

（総会）

第 ９ 条

この会の総会は、年 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

（定例会）

第 10 条

毎月第四土曜日を基本として、定例会を行う。

（委任）

第 11 条

この規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（変更）

第 12 条

この規約は、総会において、出席者の２分の１以上の承認がなければ変更できない。

附 則

この規約は、平成２4年５月１日から施行する。

平成２７年９月２６日　変更

（事務所）　第２条　住所を上小田95から変更し、山口5200-1　とする。

（役員） 第７条　役員を、会計から変更し、事務局長　とする。

（職務） 第8条 　職務を、会計役より変更し、事務局長　とする。